

平成22年度 環境中のダイオキシン類濃度の常時監視結果について

- 県内(岐阜市を除く。)の大気・河川水・地下水・土壌・河川底質について調査した結果、全ての地点で環境基準に適合していた。

1 一般環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、以下のとおり実施した。

(1) 調査時期

平成22年4月～平成23年3月

(2) 調査地点等

調査対象	調査地点	検査件数	概 要
大 気	3	6	3地点(年2回)
河 川 水	6	6	河川水質環境基準点6地点
地 下 水	3	3	常時生活用水等として使用されている井戸水
土 壌	12	12	4発生源(焼却施設)周辺土壌、1発生源あたり周辺3地点の土壌
河川底質	4	4	河川水質環境基準点4地点
計	28	31	

(3) 調査結果(詳細は[別表\(150KB\)](#)のとおり)

調査対象	ダイオキシン類濃度		環境基準	〈参考〉全国状況(21年度)		単 位
	濃 度 範 囲	平均		濃 度 範 囲	平均	
大 気	0.019 ~ 0.11	0.053	0.6(年間平均値)	0.0051 ~ 0.20	0.031	pg-TEQ/m ³
河 川 水	0.11 ~ 0.35	0.19	1(年間平均値)	0.011 ~ 2.8	0.21	pg-TEQ/L
地 下 水	0.079 ~ 0.26	0.14	1(年間平均値)	0.011 ~ 0.88	0.055	pg-TEQ/L
土 壌	0.032 ~ 8.9	2.5	1,000	0 ~ 50	3.5	pg-TEQ/g
河川底質	0.083 ~ 1.7	0.93	150	0.059 ~ 390	6.3	pg-TEQ/g

2 追跡調査

過去の調査で、桑原川(本川合流前;羽島市)及び津屋川(福岡大橋;海津市)の2地点において、環境基準(河川水)の超過が判明したことから、原因究明のための詳細調査を実施したが、原因の確定には至っていない。

このため、当該2地点については、汚染状況の変動を主眼に継続監視することとし、平成22年度も河川水(年4回)と河川底質(年1回)の追跡調査を実施した。その結果、環境基準に適合していた。

(1) 調査地点等

調査対象	調査地点	検査件数	概要
河川水	2	8	桑原川、津屋川 季節ごとに年4回実施
河川底質	2	2	桑原川、津屋川 年1回実施
計	4	10	

(2) 調査結果(詳細は別表のとおり)

○桑原川のダイオキシン類濃度の経年変化(年間平均値)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
河川水	<u>2.0</u>	0.79	<u>1.2</u>	0.99	0.63	0.70	0.77	<u>1.1</u>	<u>1.2</u>	0.89	0.81
河川底質			3.4		12	2.7	7.8	2.6	4.5	7.9	9.0

○津屋川のダイオキシン類濃度の経年変化(年間平均値)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
河川水		0.86	0.89	0.58	<u>1.3</u>	0.84	0.94	<u>1.2</u>	<u>1.2</u>	0.66	0.89
河川底質				14	8.7	5.8	5.7	4.9	6.7	6.0	8.3

環境基準 河川水:1(年間平均値)pg-TEQ/L、 河川底質:150 pg-TEQ/g

※ダイオキシン類対策特別措置法(抜粋)

(常時監視)

第26条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質(水底の底質を含む。以下同じ。)及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

※重量比較表

	1mg(ミリグラム)	1μg(マイクログラム)	1ng(ナノグラム)	1pg(ピコグラム)
g(グラム)	1/1,000	1/100万	1/10億	1/1兆

※TEQ:毒性等量(Toxicity Equivalency Quantity)

- ・ダイオキシン類とは、220種類以上の物質の総称で、このうち毒性があるとみなされているものは29種類ある。
- ・29種類の物質の毒性には強弱があり、そのうち最も毒性の強い2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン)の毒性を1(基準)として、それぞれのダイオキシン類の量を毒性の強さを乗じて換算し集計したものを毒性等量(TEQ)という。